

戦間期における議会改革(一) ——「憲政常道」の終焉——

前田英昭

第一節 普選後の議会状況

第二節 政党政治批判

第一節 普選後の議会状況

——「憲政の常道」の実態——

明治憲法下の帝国議会の歩みは、政党の発展と挫折のプロセスである。議会に基礎を置かない超然内閣の衆議院との確執に始まり、官僚内閣が衆議院の政党と妥協・提携する時代、融合の時代を経て、選挙権の拡大、政党の発達に促されて政党内閣の時代に入る。衆議院に基礎を置く政党内閣は、大正から昭和にかけての大正デモクラシーの風潮の中で、憲法が予想していなかつた「憲政の常道」を実現する。

美濃部達吉は「憲法撮要」（一九二六年 有閑閣）においてその変化を次のように説明している。

「憲法施行後ニオケル我ガ憲政ノ発達ノ結果ハ全然此立案者ノ予期ニ反シ、議院内閣制度ハ憲法上ノ制度トシテニハ非ラザレドモ、習俗的規律トシテハ、ホボ確実ニ成立シ、議会殊ニ衆議院ノ不信任ノ結果ハ衆議院ノ解散ニヨリテ更ニ之ヲ世論ニ訴フルカ、然ラザレバ必ズ内閣ノ總辞職ヲ来スコトガ当然ノ原則トシテ認メラルルニ至レリ」
(一二九一一三〇頁)

政党内閣は事実においても理論においても、この時期に正統的地位を確立したのである。その主な理論的根拠は、

憲法学者美濃部達吉の「天皇機関説」であり、政治学者吉野作造の「民本主義」である。

〔民本主義〕

吉野作造は「憲政の本義を説いて其有終の美を済すの途を論ず」（「中央公論」大正五年一月号）で、立憲政治の根本精神は「民本主義」にありとして、デモクラシーの訳語に、「君主主義」に立つ明治憲法との対決を避けて「民本主義」という言葉を用いた。民本主義は、政治の目標が一般民衆の幸福にあり、そのためには政策の決定には民衆の意向を尊重しなければならないとする思想である。つまり人民のための人民による政治ということであるが、民主主義が法理上、主権在民を意味するのに対し、吉野は、主権在民とせずに、民本主義の政治目標が常に人民の幸福にあるとし、これを民主主義としなかつたのである。吉野によれば、デモクラシーには二つの意味がある。その一つは国家の主権が人民にあるとする人民主権で、他の一つは、国家の活動の基本目標が政治上、人民にあるという政

治の実践目標を指すもので、主権の所在を示す法理上の意義が「民主主義」であれば、政治実践上の意義が「民本主義」である。特に民本主義は、主権の所在に関する君主制、共和制のいかんにかかわらず、現代立憲政治に通用する基本原理でなければならない。これによつて君主主権、国民主権の対立を避け、そのいざれを問わず、国民のための政治を実現すべきことが政治の目標であると説かれたのである。

民本主義は、憲法学における立憲思想と同じく、国民主権、君主主権の対立を避け、立憲君主制を根拠づけるとともに、国民の代表機関である議会の存在・活動を重視する。それゆえに民本主義はこうした立憲制の政治理学的な理論構成と見ることができる。吉野は、憲法学において天皇機関説を説く美濃部達吉と共に、立憲主義、議会中心主義の政治理論を開拓して、普選運動に多大の思想的な影響を与えた⁽¹⁾。

〔天皇機関説〕

国体（主権の存在を示す概念）と政体（主権の行使の形式を示す概念）二分論は、政体は変わらが国体は不变だと主張し、天皇の地位（国体）を高め、議院内閣制（政体）などを不安定な状態に陥れるものであった。この伝統的学説に対し、美濃部達吉は、国家そのものが意思主体、権利義務の主体、すなわち法人であるという国家法人説をとり、天皇も大臣も議員もそれぞれの権限により国家意思の形成に参加するとする。その意味で天皇も国家の機関であるということになる。これが美濃部の国家法人説に基づく天皇機関説である。美濃部の眼目は、憲法学から国体概念を追放し、議会主義的・自由主義的側面を強化することにあつた。天皇機関説は、政党内閣の実現を期すものであつて、大正デモクラシーの波に乗り、学界で通説の位置を占めるに至つたが、ファシズムの台頭に連れて、昭和十

年、軍部右翼の攻撃にあい、議会において否定されることになる。

〔憲政の常道論〕

「憲政の常道」は、大正元年から二年にかけて、大正政変をめぐる第一次護憲運動及び清浦内閣誕生反対の運動にあたって、議会派によつてポレミカルな言葉として用いられた。大正十四年八月、加藤高明首相は憲政会単独内閣を組織したが、第五十一回議会の途中で病で死去し（大正十五年一月）、憲政会新党首若槻礼次郎が内閣を引き継いだ。内閣は、加藤内閣の大臣がすべて留任したままの構成であり、若槻内閣は前内閣の延長と見られるものであつた。

昭和二年四月、若槻内閣は、枢密院と対立して総辞職し、野党・政友会総裁田中義一が政友会内閣を組織した。昭和三年の第一回の普通選挙を経て、田中内閣は勝利したのも束の間、昭和四年四月に退陣、野党・民政黨（憲政会の後身）総裁浜口雄幸が内閣を組織した。浜口は、昭和五年の秋、ロンドン条約反対の一青年に狙撃され、重傷を負い議会に登院できなくなつたため、六年に首相を辞職し、民政黨新総裁となつた若槻礼次郎が内閣の首班となつた。

この第二次若槻内閣の後、野党だった政友会の総裁犬養毅首班の政友会内閣が成立した（昭和六年四月）。昭和七年五月十五日、五一五事件後に政党の総裁でない斎藤実内閣が成立した。ここに政党内閣は終わる。この大正十四年から昭和七年に至る期間においては、内閣を組織するものは、衆議院における第一党の党首であること、第一党の内閣が倒れたときには第二党の党首が内閣を組織すること（もつとも、首相である第一党の党首が死亡したり、病氣その他的一身上の理由で欠けた場合は、その党の後継党首が内閣を組織する）、大臣並びに政務官は原則としてその首相の属する政党から選任されることなどの原則が、実際の政治慣行としてほぼ確立された。これが明治憲法の下における

政党内閣の慣行であり、一般に「憲政の常道」と呼ばれたものである。ただ、軍部大臣現役武官制と統帥権の独立が認められていたため、それは決して完全な政党内閣と言い得るものではなかつたが、それでも明治憲法のもとで議院内閣制が可能となつた。五・一五事件の後、斎藤内閣の出現により、この慣行は破られた。昭和十五年には政党が解消を余儀なくされる。

こういう政党政治衰退は、国民に正当性の根拠を置かない枢密院、貴族院、軍部などの圧力によつてもたらされたものであるが、政党側自身にも問題があつたと思われる点を見落としてはならない。

天皇は「主権者」であるが、同時に憲法では、天皇意思のむき出しの発動はできないものになつていて。このことが、憲法制定後の憲法理論の中で、天皇主権説が少数説となり、天皇を一国家機関と把握する天皇機関説が多数説となつていくことを可能にした。

帝国議会は、憲法により、多くの大権事項により審議事項を制限された上、公選制の衆議院のほかに、皇族・華族・勅撰議員からなる貴族院が配置された。衆議院は貴族院に優先する決定権を何ら与えられておらず、唯一予算の先議権を持つだけであつた。法案、予算等は、両院の議決を必要としたが、貴族院は、貴族院令という衆議院が手を出せない勅令で組織されており、これにより衆議院の活動を制約することができた。また、議院内閣制を採用しなかつたから、議会の内閣に対する統制力は弱く、また国務大臣は天皇に対して責任を負うが、議会に対しては責任を負わないとされた。

しかし、それにもかかわらず、緊急勅令、財政緊急処分は、議会の事後承諾が必要だつたし、独立命令も法律を変更できなかつたから、議会、特に衆議院が政府統制力を持ち得たことは否定できない。とりわけ予算に関しては、

議会が拒否すれば前年度予算しか執行できず、軍事費の増大によつて年々増加する予算を実現するには議会の承諾が絶対欠かせなかつた。

このように明治憲法の下では、議会は明確な論理の上に成り立つていたわけではなく、異質な論理の混在・妥協の上に成立していたと考えられる。そのことは、政党活動の状況次第によつて、いずれの論理にも傾き得ることを示している。明治憲法下の議会は、明治憲法を構成する相異なる論理のバランスと、憲法内外の国家機関のバランスの双方の上で多様に変化し得たのである。⁽²⁾だからこそ憲法の運用に最も影響力の大きい政党の存在と政党政治のあり方が問われるのである。

普選後の政党政治の実態から、1選挙干渉、2政治腐敗、3党利党略を取り上げ、それがどのような意味でせつかく築き上げた「憲政の常道」に対するマイナス要因になつたかを検証する。

1 選挙干渉

〔普選と第五十五回議会〕

昭和三年二月二十日、新時代の幕開けとなるべき第一回の普通選挙が行われた。政友会田中義一内閣は、これに先立つて、一月十日から地方官の大更迭を断行し、与党擁護の準備を進め、解散直後の一月二十四日には司法長官会議を内務省に開き、二十五日には警察部長会議、二十七日には司法官会議を矢継ぎ早に開催して選挙取り締まりについて厳命を下した。野民政黨は、この厳命を野党弾圧策だとして、政府の選挙干渉を阻止すべく、旧知事の面々を動員して選挙干渉監視係とするなど、与党への対抗に作戦をこらした。

野党各派が憂慮していた選挙干渉は、投票日が近づくにつれて、各地方官憲の手で行われた。民政党側の選挙干渉監視係は、各地における干渉の事実を調査し、告発などを行い、選挙戦を盛り上げた。最も激しく干渉・弾圧の犠牲となつたのは、野党の中でも無産政党各派の候補者であつた。

総選挙直前、鈴木喜三郎内相は、「内閣の組織は、政党員の多数をもつて直ちに成るものというがごとき、外国の例と対比するを許さない。民政党はその政綱において議会中心政治を要望すると高唱しているが、これは極めて穩やかでない思想であり、神聖なるわが帝国憲法の大精神を蹂躪するものと言わなければならぬ」と放言してはばからなかつた。

投票の結果は、「議会制度七十年史」（衆議院、参議院編）によれば、立憲政友会二一七名、立憲民政党二一六名、無産党八名、実業同志会四名、革新党三名、中立その他一八名であつた。政友会と民政党的勢力は伯仲し、一人差であり、得票数では民政党が四百二十六万余票で政友会四百二十六万票を上回つた。議院運営は小会派がキャステイングボートを握ることになるが、議会直前、政友会、民政党ともに中間の小会派を味方につけようと工作を試みた。実業同志会武藤山治は、政友会と政策協定して政友会と合流した。鶴見祐輔ら中立議員は、「右に既成政党を擊ち、左に無産政党を斬る」という姿勢で同志と協議し、七名は中立を固持した。無産党八名は既成政党を脅かした。第五十五回議会召集日、昭和三年四月二十日における会派所属議員数は、政友会は「抱き込み」に成功して二二一名に膨れ上がり、民政党は二一六名、無産党議員団八名、明政会七名、実業同志会三名、革新党三名、無所属七名、欠員一名、合計四六六名であつた。

開会冒頭、議長選挙で波乱を見せ、議長副議長ともに決選投票の結果、わずかの差で、議長に政友会の元田肇、

副議長には野党連合側の革新党の清瀬一郎が当選した。

野党政は内閣不信任案を提出しようとしたが、政府が再解散も辞せずとの態度で野党連合を牽制したため、金がかかり過ぎた選挙の繰り返しに逡巡し、明政会提出の内相弾劾・司法警察官中立化・政党党費公開などの内容をもつ「思想的国難に関する決議案」に同調することに決した。

政府演説に対する質疑において、浜口雄幸をはじめ、両院とも、政府の選挙干渉と、その責任者鈴木内相弾劾に質疑が集中した。「内相の憲政否認の言動、地方官の大更迭を行つて選挙に備え、ひいては官紀紊乱を招いたこと、政府が党勢拡張のため地方に対する事業を利用したこと、勧銀总裁その他に派閥人事を行つたこと、内務省が怪文書を配布して与党に有利な選挙指導を行つたこと、田中首相の陛下への虚偽上奏（政友会は、中立や民政党的議員を買収し、または買収進行中の者を含めて、一二百二十七名当選と発表し、田中首相はそう上奏して天皇までだましたことなど、政府を追及する質疑が行われた。これに対して政府は、「憲政否認の考えはない。人事異動は適材適所による。地方官更迭は恒例のことである。選挙準備のためではない。怪文書も政府の関知しないことであり、当選議員数上奏の内容は公表すべきでない」と強気の答弁をした。

内相辞任を要求する「思想的国難に関する決議案」は、尾崎行雄が趣旨説明を行つた。その趣旨は、質疑にあらわれた主張を盛り込んだものであり、内務大臣問責、事務官の地位保障、党派に偏する事務官の罷免、警察官による選挙干渉をなくし国家の施設経営を党勢拡張や利益誘導に利用することを戒め、政党の党費公開を図ろうとするにあつた。その趣旨説明後、本会議場では、民政党的言う田中首相「虚偽上奏発言」に怒る政友会の一人が突如、民政党席に突撃し、衛視に遮られるや、政友会席は総立ちになり、議場は大混乱に陥つた。元田議長は休憩を宣告、

再開後も議場が依然殺氣立っていたため、直ちに散会となつた。議会は詔勅により停会となり、三日の停会期間は議員の争奪戦となつた。野党・民政党側では、所属議員を熱海、伊東、湯河原などの旅館に缶詰にし、院外団の壮士に警戒させた。政友会側においても、所属議員の旅行を禁止し、その住宅の周囲を私服の警官で見張りをさせ、幹部は党本部に詰めて対策の成り行きを見守つた。

停会三日間、政府は金力と権力とによつて野党議員の誘拐に努めたにもかかわらず、予想した切り崩しに成功せず、さらに三日間の停会が宣せられた。

普選後最初の特別議会は、十四日間の会期のうち六日間の停会期間を除く大部分を世間の耳目を聳動せしめた選挙干渉問題と内相弾劾問題に費やして終了した。

「怪文書」が出回つた。それは当時の政友会系の地方長官、すなわち知事と内務省とが互いに気脈を通じて巧みに選挙干渉した記録であり、報告書であり、命令書である。例えば「宮崎県第一区民政党候補某はすこぶる有力者なるが故に、政友会候補者某を当選せしむるためには一層の援助を要す。運動費はさらに一万五千円を必要とす。また第三区の某を当選せしむるためには運動費三万円を必要とす。」という知事の上申書かつ報告書である。一方、また内務省から出した命令書には、「千葉県第四区の民政党候補者某は最善の努力を払うて必ず落選せしむるようすべし。その方法は○○の方法を採用すべし」などといふ極めて露骨かつ卑劣なものだつた。

昭和五年二月、政権が交代して、与党・民政党の安達謙蔵は、第二次若槻礼次郎内閣の内相となり、第二回目の普選の民政党責任者として活躍し、民政党を勝利に導き、「選挙の神様」と称された。

民政党も、与党となると政友会に負けず劣らず、選挙干渉を行つた。その事例を要約すれば次のようになる。(政

友法曹団「昭和五年二月執行第二次普選における浜口内閣選挙大干渉記録」参照)

一 内務大臣官邸は、一般政務事務を統べるところにあらずして、民政党の選挙本部となり、安達内相のいわゆる選挙第一主義に基づく謀議策動の根源地と化し、密令ここより発せられ、綱紀紊乱ここより源を発し、計画的にあまねく行われたること。

一 立憲政治は言論政治なりと常に揚言した現内閣の言論尊重は、実はその取り締まり偏依を極むるに便ならしめたための深謀より出たものにして、現に野党演説会に対する計画的妨害の放任、暴漢の集団侵入により流血の不祥事を現出せる一方、与党の虚偽演説をほしいままにせしめる機会をつくりたること。

一 取り締まりの厳正公平を期すべしと称し、殊に励行を唱えてこれを一方的に野党候補に実行し、警察官の運動者あるいは後援者に対する尾行、張り込み、監視等陰険なる手段を用いて運動を圧迫し落選を図りたるは、当に現内閣選挙干渉の一特色たり。しかもまた不当召喚・取り調べ・尋問に加うるに、暴行脅迫凌虐傷害不法監禁拷問慣死等警察権冒用、人権蹂躪のごとき聖代の不祥事を惹起したこと。

一 地方問題利用・職権乱用による投票誘導・綱紀紊乱の実例枚挙に暇なく、ついに小柳福島県知事の県道編入事件、三松新潟県知事の信濃川下流護岸工事事件のごとき顯著なるものとなりてあらわれたること。

一 解散前より公然選挙運動に従事したる内務省官吏あり、また小村拓務次官選挙法違反事件起こりたるがごときは、正に現内閣のいわゆる選挙公正・官紀肅正の裏面を反映する資料たること。

一 立候補前の与党側不正活動の著例としては、小泉遙相の神奈川県葉山町民供応告発事件あり。江木鉄相はその職権に属する鉄道敷設問題を援用し、兵庫県第四区田昌氏の応援演説をなして告発せられたるあり。田中文相は

新潟県佐藤謙之輔氏応援演説において山本悌二郎氏に關し虚偽の事実を公然発表したる事實發覚し告発せられたるあり。これらを通じて選挙に対する現内閣の本質を明らかにし得ること。

一 投票日間際の選挙白熱戦期に入り、買収その他悪性の選挙違反行為取り締まりに名を借りて、野党側運動絶対圧迫の下に与党の不正手段を跳梁せしめ、官憲与党相提携して投票の獲得に集中したるは安達式の老猾なる最後の選挙戦術なること。

2 腐敗の摘發

憲政常道論に立脚して、首相たるべき人として第一党の党首を天皇に奏薦したのは元老であり、その者が辞職した場合に、第二党の野党党首を改めて首相たるべき人として天皇に奏薦したのも元老である。この憲政の常道原則を採用するのも、打ち壊すのも元老の胸三寸にあつた。（「西園寺公と政局」などを見ると、元老西園寺は後継首班を奏薦するにあたり、単に機械的に政党首領であるからという理由ではなく、その人その者が最もふさわしいという理屈をつけて奏薦している。また世間一般には憲政常道という観念が定着していたのか疑がわしいとの説もある。例えば昭和初期の政変時の新聞では、後継首班にはこの原則以外の人物が下馬評に上がつていた⁽⁴⁾。誰が首相を選ぶかの点、当時の憲政の常道は日本国憲法下の憲政の常道とは異なる。

もう一つの違いは「政策」の観念が欠けていたことである。選挙公約に掲げる政策は具体策ではなく、スローガンである。これは今日まで尾を引いている。候補者が政策を掲げて当選しても、議会は立法権がなく、天皇の立法権への協賛という憲法上の制約があつたため、国民の支持を得た多数党が政権の獲得・維持・政策の実施を図ると

いう政党機能を十分に發揮できなかつた。

それに加えて、選挙において政府与党が勝利することは、当時の政治の常識に属する事実であつた。官選知事を利用しての選挙干渉、さまざまに利権の約束等が、与党有利に働いた。事実、田中、浜口、犬養の三政党内閣は、いずれも少数党内閣として発足し、次の総選挙の結果、第一党に躍進している。

これら三つのことは、「民意の反映」と政権交代とが事実上、何の関係もなく、現内閣の「失政」こそが政権交代の理由となつていたことを意味する。野党は提示した政策が有権者多数に支持されて多数派となるのではないから、現内閣に対する「失政」攻撃（権力からの追い落とし）によつて政権獲得を目指すことが、野党最大の政権戦略となるのである。野党が「失政」攻撃の手段としたのが、相手政党の中傷であつた。政策的には両党間にそれほど距離が大きくなかったにもかかわらず、対立が尖鋭化し、強化されたのはそのためである。野党が具体的に選んだ攻撃の手段は「腐敗」の追及であり、綱紀粛正であつた。政党は統治能力を欠いていた。そのため、日本の二大政党制は、政策の対立・競争を通じての社会と国家との媒介に十分成功せず、政党支持の希薄化という形で、政党政治を弱体化させ、ついには、反既成政党勢力の台頭を受け入れる素地を醸成していったのである。

昭和四年、浜口民政党内閣になつてから疑獄事件が頻発したのは、浜口内閣が「綱紀粛正」を看板に掲げて意識的に政友会の旧悪を剔抉したからである。浜口首相は、綱紀粛正のためとはいえ、政友会を党利党略目的の集団のように印象づけ、疑獄事件を政争の具にした。暴露される政党の醜い状態は、国民の政党不信の念をあおつた。昭和五年二月の総選挙で民政党は大勝した。

これより先、普選の実現とともに疑獄事件は起きている。大正十五年から昭和二年にかけての松島事件が口火と

なる。この事件は大阪の松島遊廓の移転地に關係し、政友会総務岩崎勲、憲政会の長老箕浦勝人、政友本党常務委員長高見之勝などが運動費を詐取したという事件で、その金額は、岩崎三十万円、箕浦、高見がおののおの五万円だといわれ、いずれも裁判では有罪と決定した。しかもその公判において、当時の首相若槻礼次郎は証人喚問され、被告から偽証したと告訴されるという事件まで起こし、注目を集めたが、これは証拠不十分で不起訴になつた。

次に昭和三年の東京市会の疑獄事件が起ころ。京成電車の市内乗り入れ問題などに関する贈収賄事件は、国民の目を覆わしめる醜状を明らかにした。連座者は、市会の大物・民政党議員三木武吉、政友会議員中島守利の二人を中心三十名に及び、長い裁判を経て、昭和九年の判決で、三木は懲役三月、中島は懲役五月が確定し、いずれも議員失格となつた。

浜口内閣が摘発した疑獄事件は壳勲事件に始まる。これは田中義一内閣の賞勲局総裁、天岡直嘉が昭和三年十一月の天皇即位礼を期して行われた大幅叙勲に際して、叙勲を受けようとする実業家から收賄した事件である。天岡は、義弟に日本勲章会社を設立させ、御大典記念章二十五万個（五十万円）を、東京、大阪、京都など三十余の貴金属商に製作の分担を請け負わせると称して運動資金を集めた。この嫌疑が昭和四年八月に露見し、九月十一日、天岡局長、堤清六代議士が起訴され、十一月六日、さらに金錢で勲章を叙賜した事件も発覚し、東京商工会議所会頭藤田謙一（貴族院議員）、日活社長横田永之助も取り調べられた。八年五月十六日の一審判決は、天岡懲役二年、藤田十八月、横田罰金三百円で、翌九年十一月十七日の控訴審判決においても有罪となつた。

五私鉄事件は、田中義一内閣時代の小川平吉鉄道大臣をめぐる贈収賄事件であり、昭和四年八月の北海道鉄道兼任事件から発展した。小川は腹心の元政友会代議士春日俊文と共に謀し、収賄して私鉄の買収や新線認可などの便宜

を図つたとされ、贈賄側の北海道鉄道・大上慶太郎、伊勢電鉄・伊坂秀五郎、東大阪電鉄・田中元七、博多湾鉄道・太田清蔵、奈良電鉄・長田桃蔵らとともに起訴された。裁判では、小川と春日の共謀の認否が争点となり、一審（昭和八年七月十六日）では無罪とされたが、東京控訴院（昭和九年十一月十七日判決）、大審院（昭和十一年九月十九日判決）では、いずれも伊勢電鉄、東大阪電鉄、博多湾鉄道の三件が有罪とされた。

山梨事件は、朝鮮の釜山取引所設立をめぐる朝鮮総督山梨半造の五万円收賄事件である。京城に取引所を設置しようとした米穀商川崎徳之助らが山梨への政治献金という名目で五万円提供したとされた。昭和二年十二月十日、総督に任命された山梨（予備陸軍大将）は、就任時よりとかくのうわさがあり、十三日、民政党より糾弾を受けた。山梨は田中義一内閣総辞職後の昭和四年八月十七日まで任にあつたが、同年七月二十八日、山梨の腹心肥田理吉らが逮捕され、山梨も八月二十日辞表提出、十一月二十日東京検事局へ召喚、十二月十八日、瀆職罪容疑で起訴された。

小川は、検事の調べに対し、証拠を突きつけられても、收賄の事実については最後まで頑強に否定し続けた。一説によれば、收受金の行方については「決してやましい点はない、すべて党へ寄付させたもので、自分は一文も着服していない」などと主張したといわれ、その陳述に基づいて検事局が政友会の会計を点検したところ、小川の陳述に符合した党費の出入が帳簿面に記されていて、怪しまれるところがなかつたといわれる。結局、小川は收賄罪として懲役二年六月を求刑されたが、最終審判決では「收賄の証明なし」との理由で無罪となつた。すなわち「各私鉄関係の多数被告が小川大臣と春日俊文とが共謀せるものと信じ、春日に贈賄した事実は認めるも、小川と春日とが收賄した点の証明はない。春日が大臣と共謀せる証明がない以上、公務員にあらざる春日に賄賂として金員を

交付したればとて賄賂提供罪は成立しない。小川、春日の共謀収賄はもちろん、これに対する多数被告の賄賂提供も認められず、したがつて贈賄帮助も認められない」というのであつた。満鉄社長・貴族院議員太田清蔵を除く他の者もことごとく無罪となつたが、国民の疑惑は残つた。

関係者は、前鉄道大臣小山平吉、貴族院議員大田清蔵のほか、富安保太郎、佐竹三吾、代議士旗元太郎、井出繁三郎、伊坂秀五郎、青山憲三、前代議士、前貴族院議員多数の鉄道関係者に及んだ。

浜口内閣は獄事件を追及し過ぎて現職の小橋文相を事件に巻き込み、返り血を浴びることにもなる。

小橋一太は官僚出身の政治家。大正七年、原内閣の内務次官、九年から衆議院議員選挙三回連続当選、政友本党結成に参画して政務調査会長、後に幹事長、昭和二年民政党へ合流した。五年、浜口内閣の文相となる。小川平吉らの五私鉄事件に関連して、越後鉄道の買収に絡み收賄したとされる。昭和四年十一月十一日に越後社長の収監。次いで前鉄道政務次官貴族院議員佐竹三吾も収監され、買収問題当時の政友本党幹事長・小橋の收賄問題へと波及、小橋は辞任したが、浜口内閣は十大政綱の一つに「綱紀肅正」を掲げただけに政治問題化した。

小橋問題に関する与野党の対立した見解は、第五十八回議会報告書に次のようにまとめられている。

〔立憲政友会〕

「綱紀の頽廃その極に達せる現内閣において、とりわけ末代までの汚辱は、けだし小橋文相事件であろう。思うに現閣僚中より刑事被告人を出すがごときは立憲政治始まって以来未曾有のことである。浜口首相は単にこの一事をもつてしても小橋文相奏薦の責任者として速やかに闕下に伏してその罪を待つべきである。しかるに彼は、同件は、

事、組閣以前に属するが故に自分の與かり知らざるところであるとか、あるいはただ単に衷心遺憾に思うとかの無責任なる遁辞を弄し、恬としてその責任を回避せんとするがごときは、實に立憲政治家にあるまじき態度である。かくのごとくんば、憲法第五十五条の輔弼の責任は無意義となるのではないか。もし小橋氏の事件が奏薦後に起つたとすれば、総理大臣は監督の責任上重大たるは論を待たない。これとともに小橋氏の既往の罪過を究めずして奏薦したる総理大臣の奏薦の責任はまた重大である。しかして総理大臣の輔弼の責任は、奏薦と監督との両者にあるはもちろんである。もし事前のことと不問として奏薦に責任なしとすれば、これ由々しき大事にして、畏くも墨を皇室に及ぼし、将来にいかなる重大の禍根を残すやも測られぬのである。」

「浜口首相の責任問題たるや、前第五十七議会においてすでに問題となり、犬養総裁の質問に対し、当時浜口首相は、白々しくも、『私が同君を文部大臣に奏薦したときは世間小橋問題を知らず、私もこれを知らなかつた。知つてこれを奏薦したとすればその責任は私にあるが、知らなかつたからやむを得ない。ただかようの人物を知らずして奏薦したことについては深く遺憾を感じている』との答弁である。」

「さらに、四月二十七日、尾崎行雄君は、本問題の核心に触れて質問された。『君側から刑事被告人を出したといふ例は、今上陛下の御代において不幸にして始まつたことであつて、おそらく一千五百年の歴史においては一回もないかと思う。ただに帝国においてのみならず世界列国にもほとんどなかろうと思うほどの事件が、今上陛下の御代にあつたという事柄は、陛下の御身分として、どれだけ御恥辱とお考えになるか。臣子として恐察しなければならぬ次第ではないか。今上陛下にかくのごとき御迷惑、御恥辱をかけておいて、おそらく上は祖宗に対し、外は列国に対し、陛下として實に御迷惑に思召してござることと恐察する。それだけの御迷惑をかけておいて済まなか

つた、遺憾である、単に遺憾であるというので臣子の本分が済むと考えるのであるか』。これに対して、浜口首相は『衷心より深く遺憾に存じておる』という一語を繰り返すのみであった。』

〔立憲民政党〕

「前文部大臣小橋一太氏が、越後鉄道事件に連座して起訴されるに至ったことは、誠に遺憾な出来事である。今期議会において、この問題について論議をみたのであるが、衆議院においては、文部大臣奏薦の責任に関する決議案が、議員尾崎行雄氏から提出された。その決議案の要旨は、『浜口総理が内閣組織の大命を拝して、小橋一太氏を文部大臣に奏薦した。その小橋氏が瀆職事件の嫌疑により辞職し、次いで起訴されたのは、閣僚奏薦にその人を誤つたものであつて、その責任を負うべきものである』といふのである。しかしその論ずるところは全く事実に即せざる一片の議論であつて、何ら実態に触れていない。仮定の上に責任を論ずることは空論であつて、立憲政治においては最も慎まなければならないところである。この問題は、事実問題として内閣組織前に起こつた事柄である。浜口総理が内閣組織の大命を拝して、小橋氏を閣僚に奏薦したときにおいては、何人もそのことを知らず、また知由なかつたのである。しかして事件そのものは政友本党時代の事柄であつて、またこの事実について小橋氏が起訴されたのは文部大臣退官後のことである。すなわち、いずれの点より見ても、この事件は文部大臣としての現職において発生したものでもなく、またこの事実あるを知つて文部大臣に奏薦したものでもない。いずれのとき、いずれの国においても、内閣組織前に生じた未知未発の閣僚の行動について、総理大臣が責任をとれる事例はないのである。しかしながら浜口総理大臣は、貴衆両院においてこの問題に対する議員の質問に対して、たといこの事柄は

組閣前の事実であつたにしても、またその起訴が文部大臣退官後であるとするも、閣僚に奏薦した当時のこと回想して、衷心より遺憾の至りに堪えない。この心情は、質問に対してもお答えするときに初めて起こつた心情ではなく、小橋氏が犯罪の嫌疑ありとして起訴されたその瞬間ににおいて起こつたところの心情である。いわんや予審廷における審査の結果として公判に付すべきものなりという決定のあつたことを承つたときに、さらに一層感じたところの感想である。この事柄に対しても深くこれを遺憾とすると答弁している。尾崎氏及び政友会が、この事柄をもつて帝室の威徳を冒瀆するものとし、輔弼責任の大義を滅却するものとして、直ちに浜口首相の引責辞職を強要せんとするがごときは、そのこと自体がかえつて無責任の言動と言わなければならぬ。

わが党が、本決議案に反対せることはもちろんである。しかも政友会が好んで尾崎氏の尻馬に乗つて、この決議案に党議をもつて与党賛成したにかかわらず、あえて自党の名において何らの行動をもとらざるは、この問題を重大視せざる明証であつて、ただこの決議案提出を利用して、現内閣及びわが党を悪罵攻撃する機会をとらえんとしたにすぎない。人の名に隠れて徒に他を糾弾するがごときは、眞に卑怯なる態度であつて、全く公党の面目を放棄するものというべきである。われわれはむしろわれらに対して自ら顧みて他を攻撃するの資格ありや否やを聞いたいのである。」

これらの疑獄事件は、摘発後、取り調べに政治的考慮を加え、証拠不十分として無罪になるか、軽微な刑を受けたにすぎないが、政治的に世道人身に与えた影響は大きかつた。政党内閣がこの疑獄事件を取り上げて処理した主たる目的は、摘発によつて政界の罪悪を一掃することよりも、反対党に恐怖感を抱かせ、同時に政治的打撃

を与えることに重点があつた。だから、政党の実態をよくする肅正運動にはならず、逆に政友、民政両党は腐敗堕落の事実を暴露し合う泥仕合を演じ、自ら墓穴を掘る結果となつたのである。

3 党利党略化

〔ロンドン条約批准〕

浜口内閣が最初に取り組んだ政策はロンドン軍縮条約の批准である。これに先立つワシントン会議においては、海軍主力艦の軍縮が決定され、日本は英米五に対して三、つまり六割の保有が認められていた。海軍では、日本はアメリカ艦隊に対して最低七割の兵力を必要とするのに、それ以下の割り当ては日本の英米への屈服であるという主張が多かつた。ロンドン条約における補助艦割り当ては、せめて英米七割確保が至上命令であったが、六割九分七厘五毛に終わった。海軍は反対した。野党政友会は、海軍の強硬派と手を結んで、政府が軍令部の意に反して条約に調印したことを明治憲法第十二条にいう統帥権を政府が侵したということで政府を激しく批判した。過去の軍縮会議においても条約上の兵力量決定は海軍省を含む政府の責任とされていたから、軍令部の意見は参考にすればよいとされてきたのであって、その限りにおいては政府は正規の手続を踏んでいたのである。しかしこれが統帥権干犯として、議会では政友会の政府攻撃の日玉にされ、衆議院は未曾有の大混乱に陥った。これまで明治憲法の下でせつかく政党政治を築きあげ、民政党と政友会が提携して、反政党勢力、特に軍部に立ち向かわなければならぬいときに、党派的利益を優先させた醜い政争は、自らの墓穴を掘っていくことになる。議会始まって以来最大の混乱が生じた。

ロンドン条約問題が政界を揺るがしているとき、日本は世界恐慌の波に巻き込まれた。昭和五年十一月十四日、浜口首相は右翼青年に東京駅頭で狙撃された。幣原が首相の臨時代理に任命された。幣原は、首相代理になつても民政党入党しようとはしなかつた。その幣原首相代理に失言問題が起きた。昭和六年二月三日の衆議院予算総会で、政友会の中島知久平がロンドン条約に関して行つた質問に対し、幣原首相代理は、次のように答弁し、その失言をめぐつて議場は大混乱に陥つた。議事速記録からその状況を再現する。

幣原首相代理　この前の議会で、浜口首相も私も、このロンドン条約をもつて、日本の国防を危うくするものでないという意味は申しました。現にこの条約は御批准になつております。御批准になつているということをもつて、このロンドン条約が国防を危うくするものでないということが明らかであります。

（発言する者多く議場騒然）

竹内委員長　静粛に……静粛に……静粛に……静粛に……入つてはいけません。傍聴人は入つてはいけません。
静粛に願います。静粛に……静粛に……静粛に……静粛に願います。

島田委員（政友会）　議事の進行について一言したい。海軍の問題について質問応答のあるについてわれわれは緊張している。しかるに、ただいま幣原首相代理の御答弁を拝聴いたしますと、このたびのロンドン条約の結果として得られたる兵力については何らわが国の国防上について欠陥はない、その証拠として現にロンドン条約は御批准を得てはいるではないか。そのことは、首相代理としてはもとより、外務大臣として、國務大臣として、輔弼の責任を忘れ、責を陛下に帰するものであると言わなければならぬ。この責任をどうするか（発言する者多く議場騒然）。

この議場騒然の中で政友会議員の口から出た野次は、「天皇に責任を帰したてまつるとは何事か、失言を取り消せ」などの絶叫である。首相代理はじめ各閣僚は、守衛の人垣に囲まれて野党側の怒号の中から退席した。

政友会は浜口の遭難以来、政権争奪の機会を狙つており、この首相代理の失言を絶好のチャンスととらえたのである。政友会の作戦は、この失言で、まず幣原を辞職させ、内閣を揺乱して倒閣の目的を達することにあつた。だから、政友会は、森恪幹事長が中心となつて幣原の責任を追及し、議事を実力で妨害し、民政党がこれに対抗したため、連日議場と廊下にわたつて、議員と院外団が混ざり、大乱闘を演ぜられ、議場は修羅場と化した。このため、議会は十日間も議事を一切停止してしまい、議会史上に大きな汚点を残した。最後には、内相内田が政友会総裁の犬養を訪問して失言取り消しの案文を作つて妥協し、幣原より「過日中島君の質問に対し答えました私の答弁は失言であります。全部これを取り消します」と、前言を取り消して事態は解決した。そのとき、犬養は新聞記者に「大局から見て外国人に日本議会の流血の現状を見せることは決してほめたことではない」と語つて反省しているほどで、この議会の混乱がいかに非道であつたかがわかる。与野党は声明合戦を演じた。

政友会森幹事長の声明

幣原外相が浜口首相遭難後のいわゆる首相代理として輔弼の重心に座るに至りしことは、ただに国民の不安を濃厚ならしめしのみならず、首相代理、しかも党外の幣原外相をもつて絶対多数党の勢力の中心として議会に臨ましむることの非違なることは、万人これを否定するの余地なきにかかわらず、あえてこの許すべからざる陣容をもつて、粉飾と欺瞞と不当なる力によつて議会を押し通さんとするに至つたのである。しかるに果然彼らはその正体を暴露するに至つた。すなわち三日の予算総会において、問題のロンドン条約が国民負担の軽減に何ら資するところ

なく、国防を危険に陥たるものなることを数字的に中島代議士によつて難詰さるるや、ついに窮余、責任を陛下に帰したてまつり、袞竜の袖を盾としてその責任を回避するの暴言をなすに至つた。政党政治と責任内閣制を身上とする現代の議会において幣原首相代理のごとく正面より政党政治と責任内閣制を破壊するがごとき非立憲的政治家あらわるるに至つたことは、事、極めて重大である。吾人は政治的一切の力を尽くしてこの政党政治、責任内閣制の反逆者を膺懲（ようちょう）せなくてはならぬ。国民は必ずやこの信念を支持することを信じて疑わぬ次第である。

民政党幹部声明

騒擾の原因は幣原首相代理の御批准に関する言葉であるが、これに対しても「御批准を得たといふことにつきましては全然政府の責任であります」と釈明しているところからみても、幣原首相代理の真意は明瞭で、何ら責任問題など起くるものではない。よつて首相代理の答弁については、この上かれこれと論議の必要はない。しかるに政友会は本問題をとらえて、予算委員傍聴者相呼応して暴行脅迫の態度をもつて幣原首相代理の身辺に殺到し、その結果、大混乱を招來したのは、議員の行動としては不埒千万で、誠に遺憾に堪えない。これは政友会が何らかの機会において議事の妨害をなさんとの計画に出たもので、そのため議事の進行が妨害されたのである。もし政友会がこの上とも組織的計画的に議事妨害をするにおいては、党としても相当の決意をもつてこれに当たらなければならぬ。

報知新聞は、流血の乱闘事件の模様を次のように報じた。

「連日紛糾を続けて一向議事の進行を見ないのみでなく、五日夜は警官の入場について暴行沙汰にまで及んだ。

予算総会は六日も午後一時四十八分に開会し、例によつてもみにもんで、午後三時半に及んだが、休憩に際してついに議会開始以来かつてなき大がかりの乱闘事件を巻き起こし、流血の惨事を見た。すなわち政友会院外団員はこの日も開会前から予算委員室前に集まり、民政党委員の通るごとに罵声を投げて氣勢を上げる。これに対して民政院外団員も請願委員室から第四委員室にかけての廊下に押しかけて予算委員室前の政友会院外団に対峙し、屈強の守衛が腕を組んで両派の前に立ちはだかり、全く言うべからざる殺気がみなぎつた。午後三時ごろ、政友会島田総務が所用のため、委員室を出た際、第二委員室で丸山総監と会い、これを委員室前の院外団に話したことから、さらに政友会院外団員は激昂し、喧騒その極に達し、これが動機となつて予算総会も收拾すべからざる混乱状態となり、ついに休憩となつた。かくて幣原首相代理は小泉進相にしつかりと擁せられて予算委員室を出てきたが、この時とばかり政友会院外団員は口々に「売国奴」「ねずみ大臣」と叫んで殺到せんとし、守衛ともみ合つてごつた返し、首相代理は守衛たちの垣に囮まれてようやく第四委員室に避難して事なきを得た。

しかるにこのとき、何者か請願委員室の予算委員室入口に面した締め切りのドアの上の通風窓を微塵に破壊して氏名標木を政友会院外団員の群がる頭上に投げつけた。このため混乱はついに乱闘となり、守衛の必死の防止も効なく、両派院外団員は入り乱れて大格闘となり、この騒ぎの中に短刀と覚しきものを振り回した者もあり、たん壺を投げつける者もあり、請願委員室の分厚いガラス戸も微塵にくだかれ、血にまみれて打つ、蹴る、殴るの全く手のつけようもなき状態を約二十分も続けた。この乱闘の結果、両派院外団員の負傷者多数あり、民政党代議士木村義雄氏、政友会代議士中島鵬六氏も巻き添えを食つて負傷し、この乱闘をとり鎮めんとした守衛幕田盛吉氏外数名

も負傷した。」（二月七日）

これを機に議会浄化の声が上がる。

「何が議会を今日の混濁状態に導いたか。何が朝野の抗争をかくまで白熱化せしめたかは問わぬ。神聖なる議政の祭壇を挙げて、これを野獣的闘争の終羅場と化し、言論の府を駆つて、これを暴力の本壘となし、乱闘また乱闘、混乱に次ぐ混乱をもつてする衆議院昨今の暴状は、何の辞をもつてするも、これを是認看過し得ず、憲政の汚辱、国運の危機として、ただ長大息あるのみといわねばならぬ。もとより衆議院の醜態暴状は、あえて今日に始まりたるにあらずして、毎会期に見るに堪えざる泥仕合ないし乱闘の演出を繰り返し、衆議院といえば、直ちに直接行動と暴力沙汰とを連想せしむるほどに悪化の傾向顯著なるものがあつた。しかもそれらは多く偶発の出来事と思わしむる理由ありしにかかわらず、最近に至つては、偶発の騒擾は全く連続的の常習事と化し、計画的に暴力の行使をあえてし、流血の惨事もあえて珍しとするに足らざるの觀あるに至つたのである。興奮激越の余、偶発的に起ころる紛擾はなお許すべし。暴力の行使を常習事となし、直接行動をもつて計画的にその志を遂げんとするがごときは、これ議会自らが議会を否認し、政党自らが政党を否認し、議員自らが議員を否認するの暴挙にして、憲政の汚辱これより甚だしくはなく、国運の危機これより急なるを見ない」。（二月九日）

民政党は、予算総会における政友会議員の暴行に対し、これを公務執行妨害脅迫罪として東京地方裁判所に告訴した。

美濃部達吉教授は、この衆議院の暴状を前にして次のような警告を発せられている。

朝野の二大政党は、事のここに至つた責任を互いに反対党に帰し、政友会の声明書においては政府が「憲法政治

の下にクーデターを行うもの」であると言い、民政党の声明書においては、政友会の行動が、「強暴無道、計画的に議会を暴動化して政権奪取の野望を遂げんとする」ものであると言い、両党互いに他をもつて議会政治を否認するものとしている。……その責任がいざれにあるにもせよ、もしこういう状態が毎議会繰り返し行われるとすれば、それは議会が自ら議会政治を破壊するもので、議会政治は必然に没落の運命を辿るのほかはないであろう。われら立憲政治に信頼してその確実な発達を希望している者は、かくのことき状態に対し深き憂慮の念を禁じ得ない。(昭和六年二月九日「帝国大学新聞」)

- (1) 池田政章編「憲法の歩み」所収 田口精一筆参照
- (2) 川口由彦「日本近代法制史」二二三頁
- (3) ねず・まさし「日本現代史」五巻 二七五頁
- (4) 伊藤隆監修 百瀬孝著 事典 昭和戦前期の日本」一九、二四頁

第二節 政党政批判

昭和十年前後において、政党政治に対する不信の声は大きくなり、全国に広まっていた。これまで築き上げてきた普選と政党政治は、選挙干渉、腐敗、党利党略により、危機に直面していた。そこに世界不況の波が押し寄せてくる。右翼からの攻撃が始まる。浜口首相狙撃、犬養首相暗殺はその例である。

昭和十年前後に発表された政党政治批判論のうち、主だったものの幾つかを左右両派から選び、項目ごとに分け

て紹介する。

一 政党は政権争奪に明け暮れて国民の福祉を顧みない

一般論壇として、その代表的な論者二人、政治学者の蠟山政道と政治家の尾崎行雄を取り上げる。

蠟山政道は、党利党略のみあつて、国家の進展に翼賛することを少しもしていない政党人の行動が、大衆の目に積もり積もつて、ついに政党政治否認の空氣を作つたと論ずる。

「政党を批判する場合はその根本的な病弊を剔抉する必要がある。政党の対立競争が必要以上の乱用に陥つた。政党の存在理由は、国策について平素において準備し、見解を異にする場合に立つて争うという点にある。したがてその争いたるや、言論の上で行われねばならぬし、その争いの決定は多数決という形式的な技術的原理に従わねばならぬのである。だから、常に多数と少数とが存在するわけである。しかも、多数は少数の存在を論理的に予想しているのみならず、それは形式的に定められねばならぬ政治上の約束の結果として生じたもので、決して絶対的であり得ぬという倫理的の制限を持つてゐる。しかるに、党争の実情を見るに、その余弊の及ぶところ、全く自身の政治的存在原理を忘れて、多数党は少数党を無視して、いわゆる「多数党の横暴」を来すことが稀れではない。少数党は恨みを感じて、他日勝利を得るために手段を選ばざらんとするし、相手の多数を傷つけるためには、数では勝てないから暴露戦術のごとき、相手のみならず自分の品位を汚す手段に出る。わが国の政党不信用の原因は政党自ら招いたものと言つて過言でない。また、この対立競争の余弊は、日常の社会生活にまで及んで、人間の競争本能を刺激し、政党の領域にあらざる諸問題までが党派的に処理される結果を來した。地方における党争が地

方の経済生活の進歩を阻害し、日常生活の和平を喪失せしめたことがいかに大であるかは言わずして明らかである⁽¹⁾」。

尾崎行雄は、政党政治の最も熱烈な擁護者の一人として、政党のこの悪弊には断固として反対する。

「政党は、多年の間、選挙にあたつては買収と干渉によって、良民を誘惑し、議会においては、多数の力を頼んで理非曲直を転倒した。これのみならず、党利のために、台灣、朝鮮、関東州、満鉄等の職司を変易し、また数々の地方官を更迭せしめた。また、鉄道、河川、港湾、道路、橋梁、学校等に至るまで、ややもすればこれを党勢拡張の具に供した。彼らが現在のごとき不信用を招いたのは当然すぎるほど当然である」。「政・民両党の幹部が真誠に悔悟反省し、かつその現在の窮境に陥つた原因を了解し、もつて根本的革正を施せば、従前以上の信用を回復することは難事ではない。しかし今期議会における彼らの行動に徴すれば、彼らはいまだ悔悟反省しないらしい。彼らはその醜汚を清掃しようとは努めず、かえつてこれを隠蔽するために努力している。すなわち彼らは今日といえども、なおその墓穴を掘りつつあるのだ。そんな心掛けでは、決してその信用を回復することはできない。したがつて現在の窮境を脱出することはできないのみならず、さらに一層の不運に陥るであろう⁽²⁾」。

次に右翼の主張を取り上げる。

佐藤清勝は、「政党政治亡國論」の中で、政党政治の亡國性を強調する。

「政党政治は自己の党員を率いて政治をなすものであるがゆえに、党の盛衰消長は政権掌握に至大の関係を有する。彼らの目的とするところは、国家の盛衰興亡、国民の安否休戚ではなくして、一に政権の掌握に存する。彼らにして一たび政権を掌握すれば、その思うところ、欲するところ行われざるはないが、一たび政権を離るれば、葬家の

犬のごとく屠所に牽かるる羊のごとく無力消衰に陥るものなるが故に、一たび政権を得たるものは、一分一秒なりとも政権掌握時の長からんことを欲し、しかして政権を離れたるものは、餓鬼のごとく豹狼のごとく政権を奪わんと焦慮するものである。ここにおいてか、政党が朝になつて政治をなすや、すべてこの政党の盛衰消長と政権掌握時の長短をもつて打算の根拠となすが故に、そのなすところは、一も党利、二も党利、党利以外のものは全く眼中に存在しないのである。ここにおいてか、彼らはただ眼前の事物に齷齪し、小利小策を弄して、国利民福を図らず、国民の道徳を堕落せしめ、国民の信念を破壊し、国家百年の大計を抛（なげう）ち、ついに国家をして危殆に陥らしめ、衰亡に至らしむるものである。嘆すべき哉。

これに加え、彼ら政党者が廟堂に立つや、叩頭百拝する金権者の要求に応じ、国家の利権を私し、恣にこれを金権者に譲与し、ために国家の利権は挙げて金権者の私腹を肥やすがために利用せらるのである。国家の利権は天皇の保有したもう利権であり、同時に国民全体の有する利権である。しかもこれを一二の私欲者に譲与するがごときは、國家の蠹である。しかも、これをあえてして豪もはばからざる所以のものは、畢竟彼ら政党者の党利本位の打算によるからである。「党利党福のみに没頭して顧みざるものに、我らの政治を託さんとするは我らの忍びざるところである。⁽³⁾」

彼は、政党がもっぱら党利党福に基づいて政治をなし、豪も国利民福を顧みないことを非難し、このような政党政治は國を亡ぼすものであるから、これに政治を託すことはできないと鋭く論ずる。

赤松克麿は、「政党政治の非国家性」の中で、政党政治の下においては、政治は国家本位を離れ、政党本位となる、すなわち政党利己主義になることを論じて次のように言う。

「政党の行動は政権獲得を最大目的として動いている。すなわち戦略戦術は政権獲得のための党利党略となる必然的傾向を有する。したがつて一時の人気取りの論策が重要視されたり、また選挙対策から議員は地方的または部分的問題に力こぶを入れたりして、国家全体の立場からまじめに国策を審議するという大局性に欠乏してござるを得ない。議会でよく論戦の火花を散らすのは、政敵の秘密的罪悪を暴きたてる暴露戦である。猛烈な暴露戦を開けて相手を傷つけ、よつてもつて自党の政治的立場を有利に導こうとすることが流行する。国策もヘチマもない。こうした問題が最も興味と熱意を持たれるのである。かくのごとき悪傾向に対して自由主義者は弁護して言う。それは政党政治が悪いのではない。政党が反省してくれば次第に改善されることであると。筆者は、かくのごとき悪傾向は、政党派的対立抗争を予定する政党政治にあつては絶対的なつきものだと考える。政権獲得を第一義として对立抗争を演ずる政党としては、一時は反省することはあつても、すぐに地金が出てくるのだ。血盟団事件や五・一五事件以来、政党は一時は反省したかのごとく見えた。しかるに過般の臨時議会や今次の議会のプロセスを見れば、政党の本質は少しも変わっていないことが明らかだ。彼らの議論は党利党略に立脚し、国策の審議は全くお留守になつてゐるではないか」。⁽⁴⁾

また、松岡洋右は、「政党は、政権欲と個々の私欲を満足させんがためには、あえてなきざるところなし」と痛罵し、「政党を改善しようなどということは、所詮できない相談である」と決め付けている。

さらに、「皇道新聞」（昭和十年二月十五日）も、政党を、党利党略にとらわれて、國利民福をもてあそび腐敗横暴を極めて国民の怨府となれる」と決めつけ、さらに「毒虫のように執拗につきまとつて一に党利党略のために政府の施設を左右せんとする既成政党が議会に蟠居している限りは、いかなる内閣が出現しても國利民福を本位とする

公明なる政党の実際運用を完からしめ得る望みは絶対にない。」と批判する。

以上のように、政党が国民の眞の幸福安寧を考えず、ただ目の前の政権のみを追い、政党利己主義に陥っていることを非難攻撃する論調は、一般及び右翼を通じて非常に多いが、ここに注意すべきことは、蠟山にしろ、尾崎にしろ、大体一般論壇における論調は、ここから出発して政治の倫理化・政党の浄化を叫ぶのである。しかるに右翼の論調は、佐藤にしろ、赤松または松岡にしろ、ほとんどすべて政党の醜惡な競争を、政党員個人の罪とはせずに、政党政治からくる必然的な現象として政党政治の打倒を叫ぶのである。

二 政党は資本家・財閥の利益を代表するものである

朴烈事件、松島遊廓事件、機密費三百万円事件、売勲事件、五私鉄事件、山梨事件など、疑獄事件が多数議会で暴露された。これら疑獄事件の背景には、これと引き換えに金を提供し、政党・政治家の腐敗や罪悪を助長し育成する財閥が存在した。これがなかつたならば、大きく疑獄事件が増大することはなかつたのである。昭和の大事件の背景にある政党政治と財閥との関係について触れることが必要であろう。政党の目的が政権の獲得と維持にある以上、その手段が選挙第一主義となることは理解できるし、第一主義の選挙に費用が最も必要となるのもまた理解できる。

そこで政党政治と財閥との握手、政党と資本家との提携という醜い関係が必然的に結成される素地がある。当時、仮に一人の議員の選挙運動費用を平均五万円とし、そのうち議員が自ら無理して三万円を工面したとしても、残る二万円は党本部から補助しなければならない。三百名の公認候補を立てるとすれば、六百万円の金を必要とし、そ

れに本部の費用を合算すれば一千万円以上とみなければならぬ。ところが、かかる大金が政党本部に用意されてゐるはずはない。結局、財閥と握手してその援助を求めるほかはない。政党のリーダーとなると、相当の子分を養わなければならず、リーダーとしての体面もある。かくてその生活費は一ヶ月二、三千円、一年には三、四万円の金がなければならぬということになる。総理大臣や国務大臣になつても、年俸一万円内外にすぎないから、二、三万円が不足する。この不足は誰が補うか。金のなる木を持たない以上、財界の救いの手が期待される。しかし無条件に金を政党・政治家に出す者がいるだらうか。有形無形の見返りや、何かあつたときの保険を求めるに違ひない。ここにおいて勢い利権取引の場が政党政治家と財閥、政党人と資本家との間に展開されることになる。

中村三郎は、政党と財閥の提携について次のように論ずる。

「政党は選挙運動をはじめとして、日常の事務、調査費、遊説費と巨額の資金を要するのであるが、加うるに、党幹部と称するがごとき有力なる政党政治家は多くは職業的政治家であつて、その生活費のためにも、また相当の資源を他に求めねばならぬわけである。しかるに、この巨額の資金はどこより拠出するかというに、本来なれば党員が各自分担して拠出すべきものであるにかかわらず、むしろ総選挙の場合のごときは党より公認料と称して多額の資金を仰ぐ現状であるから、結局は既成財閥と結んで彼らに何らかの経済的利益を供与することを交換条件として、いわゆる財閥の献金によつて党費をまかなつてゐるのである。ゆえに一度政党が政権を握るや、これら資本家の不正の調託を容れて、彼らに経済的利益を供与するのである。これが刑事問題として外面に暴露せるは国民一般の熟知するところであるが、これが外部に漏れたところはその一部にして、重大なる国民的罪悪が公然の中に行われてゐることは既に周知の事実である。政党が今日の不信と不詳を買つた最大の原因はここにあるので、あらゆる社会

悪の根源は政党にありとまで称されているのは、実にこの間の事情を物語つてゐるものである⁽⁵⁾。

中村は、政党が選挙費その他の費用に巨額の資金を必要とするため財閥と結び、政権をとるや財閥の利益を図る政策を行うに至る所以を論じ、政党不信用の根源はここにあると言うのである。

佐々木惣一は、選挙費用が多額に上る故に政党は財閥から金銭の供与を受けざるを得ないことを論じ、それが政治を腐敗せしめる根本原因だと結論する。

「財閥が、政治のために、政党または政党員に金銭を提供すること、そのことは、必ずしも非難すべきではないが、しかし、ただそれは、対価を求めざるところの、単に有為の政治家または政党を援助するだけのものでなくてはならない。わが国財閥が政治家または政党に金銭を提供する場合の気持ちは、果たしてかかる純粋なものであろうか。世人はかく信ずることができないのである。従つてその提供を受けるところの政治家または政党の側においても、その行動は勢い大小財閥の利益となり、さなくともその不利益を避けることとなり、または少なくともこれに遠慮することとなる。しかるに今日、わが国において、一般の多数国民の正当なる生活の利益を増進しようとするならば、多少の程度において、幾多大小財閥の利益を犠牲にする必要はあることは疑いない。かくて政党は、ついに一般の多数の国民の利益のために邁進するを得ざるの境遇に置かれている。その結果、議会政治が一般の国民の利益のための政治でなくなる。これ政治の大なる腐敗ではあるまい。かくのごときは、畢竟、政党が多額の政治資金、殊に選挙費用の調達をなさざるを得ざるの結果であつて、ある意味においては同情すべき立場にあるのである。これを改むるためには、政治家または政党をして不相當に多額なる選挙費用を負担せしめないように工夫せなくてはならない」⁽⁶⁾。

その他、尾崎行雄、馬場恒吾らもまた、佐々木惣一の所論と同じく、政党が選挙のために多額の費用を要するため、財閥と結びつくとか、あるいは収賄等の行為をなさざるを得なくなつて、国利民福に反する政策をとるに至ると論じている。

右翼論壇ではほとんど大部分の論者が資本家財閥と政党との醜い関係について激烈な口調で論難する。その代表的な議論を日本主義団体の主張から考察してみよう。

佐藤清勝は、金権政治の跋扈について次のように鋭く非難する。

「政党政治は多額の不淨金を要する。しかして、この不淨金の出所はすなわち金権者なるが故に、政党はこれらの金権者よりこの不淨金を受けざるを得ず。ここにおいてか政党は金権者に叩頭百拝せざるを得ぬ。金権者が国家の利権を要求すれば、これに応ぜざるを得ぬ。金権者に好都合なる法律の制定を要求すれば、これに応ぜざるを得ぬ。賞典榮爵を要求すれば、これに応ぜざるを得ぬ。かくのごとくして政党はすべて金権者の言うがままに従わねばならぬ。ここにおいてか政党政治は金権者万能の政治と化し、政党は単なる金権者の一傀儡にすぎぬ。」

「かくのごとくなるが故に、政党政治の実権者は實に金権者である。金権者は大なる資本と財力を擁し、しかもこの蓄財をますます蓄積し、ますます増大せんとするが故に、彼ら金権者にのみ都合よき法律の制定を要求し、その貪婪飽くなきの野心を満足せしめんとするのである。」

「国家の内部においては、金権者はすこぶる少数たるにすぎぬ。しかして国民の大部分はすなわち細民窮民である。この細民窮民をして、幸福に安泰に生活せしめるることは、正に政治の要件である。しかもかくのごとく細民窮民をしてますます窮し、ますます困窮せしむることは、まさに政治の要件に反するものである。しかも政党政治は事実

としてかくのどとくならしむ。ここにおいてか細民窮民もまた党をなし、社を結び、これら金権者に対抗し反抗し闘争する。これすなわち政治を行つてかえつて国家を治むるあたわず、国家をして争乱に向かわしむるものである。政党政治の弊また極れる哉。⁽⁷⁾」

今里勝雄は、政党政治の本質を述べ、それが大金融資本家の代理政治となり、天皇政治勢力と対立するに至ることを述べて次のように言う。

「今日、政党政治が資本家の基礎の上に立つてゐることは多言を要せずして読者の知るところである。政党政治確立して以来、全国の政治組織が政党色にて塗りつぶされ、一党一派の政治が勇敢に行われてきた。国民が望むと望まざるとに関せず、その政治は一党派の勢力拡大に重点を置かれ、政権を掌握するためには、議会を解散し、投票を買収して、議員の頭数を増した。かくして第一党となるや、意のごとく政権をあやつしてきたのである。この政党政治の確立は、大金融資本家にとつてますます横暴を振るう武器となつた。なぜならば、それ以前のごとき天皇政治勢力を中心とした官僚政治の時代は、金の力をもつてしては十分に政治を左右することができなかつた。しかるに政党政治確立し、議会に多数を得れば、必ず政権を掌握するに至るや、大金融資本家はこの政党を援助することによつて、自己の利益を増大する政策を敢行せしめることができるに至つたのである。今日世上、政友を三井といい、民政を三菱と説くのは、かかる関係からである。ここにおいて政党政治は完全に一部少數の大金融資本家の代理政治と化するに至つたのである。」

「各個人がその実力によりて自由に発展し得るかかる時代は、確かに合理的社会であり、国民全体の発展は必然的に国家の発展を來たさしめ、天皇政治の国家本位、国民本位の政治と合致した。しかるに資本力の無限の競争発展

は勝者は弱者を倒して、ついに一国の富を独占するに至り、これら財閥の利欲のためには国家国民が犠牲に供されるに至つて、天皇政治の国家本位、国民本位の政治精神とは完全に相反するに至つた。」

「そもそもわが国の天皇政治の大精神は、国家の発展、国民の繁栄にある。……しかるに政党政治は一部少数の大金融資本家の代理政治と化するに至り、ここに今日のいわゆる資本主義政治（政党政治）が本来の意味における天皇政治と完全に対立するものであることが明瞭に首肯されるのである⁽⁸⁾。」

次に右翼団体の主張を見ると、大日本生産党は「金融財閥の寄生虫、政民両党の排撃」、「金融大財閥の走狗、國体觀念を欠如せる政治家の根絶」「亡国資本財閥、亡国政党政治の徹底的誅殺」を叫んで政党政治に対する攻撃はなかなか激烈を極め、政党政治のブルジョワ性を攻撃し、搾取階級の前衛たる政党の打倒を叫ぶのである。

神武会も機関紙「月刊日本」において、既成政党が資本家と固く結託し、あるいはその代弁となり、あるいはその走狗となり、自己の榮達にのみ汲々たる「同じ穴の貉」であると言い、政党財閥の打倒を唱えるのである。

次に左翼論壇を見れば、大体において唯物史觀の公式より出発して、議会はブルジョワジーの搾取のための協力機關であるとなし、政党は資本家の代理者であると論じている。その中で政党と資本家との関係について論じた長谷川如是閑の所論を見る。

長谷川は、わが国における政党対立はアリストクラシーとブルジョアジーとの公式的対立ではなくして、各資本財閥を背景とするブルジョアジーの内部闘争を反映したものと言うのである。

「わが国においては、維新後の藩閥政府の割拠状態が、早くも薩長の二大閥に統括された対立となつたのと同じ機構により、政治的分野の背景をなす資本家閥もまた、それが大体において三井、三菱の二大中心をめぐつた求心運動をとつていて。したがつて政党の割拠状態も次第にその二大中心点に吸引され、わが国の二大政党主義は、イギリスのように、初期の貴族対市民の対立を伝承した形態として成立せずに、ブルジョアジー内部の独占的地位の確立に応じて成立した。……かかる二大政党主義は、階級的対立の表現ではなく、資本家社会内部の個人的競争に伴う政治的支配権の争奪を目的とする対立であるから、資本家の対立関係が二つに大別されずにもつと割拠的であつたら、決して二大政党主義にはならなかつたであろうと思われるくらい、変態的の性質のものである。……わが国の資本主義は、元来国家的保護のもとに成育したものであつたから、政治階級の内部闘争と、資本家社会の内部闘争は、常に密接に結びついていたのである。されば資本家社会が二大中心主義であることは、自から二大政党主義を誘致する道理であつた。……されば、わが今日の二大政党は、ただ二つの政治的宗派がそれぞれブルジョア政治の執行権を争つてゐるにすぎないのである。」⁽⁹⁾

長谷川は、わが国の二大政党主義は、資本家社会の内部の政治的対立にほかならないと論じ、政党はブルジョアの「政治的機關」であると言うのである。長谷川を左翼に入れるのには異論があるかもしれないが、彼の著書「日本ファシズム批判」は左翼的色彩が強い。

また、「日本政治研究会」のパンフレット「日本国家機構早わかり」（時局新聞社）は、財閥と政党との関係について次のように論じてゐる。

「政友と民政はいわゆる二大政党として、他の中間党を圧倒しており、この二大政党を見ることによつて、われわ

れは今日のブルジョア政党の性質を知ることができる。これを政友会について見れば、伊藤博文、西園寺公望の総裁時代が終わつて、三井の原敬時代となつた大正の初めまでには、日清・日露戦役を経て膨張したブルジョアジーの、殊に三井財閥の政友会に対するヘゲモニーは確立されていた。他方、憲政会においても、ほとんど同時期に肥後藩の参議大隈ではなく、三菱の加藤高明が総裁となつてゐる。これら金融資本はこれまでのよう官僚巨頭の庇護を受け利権を獲得するのではなく、政党をその代理人として政治の舞台に活躍させるだけの実力をたくわえたし、そうすることによつて一層の利益を感じたのである。かくして日本資本主義の発達発展に伴つて二大財閥資本の制覇が確立されるとともに、二大政党の対立が政治の重要な地位を占めるに至つたのである。しかし、一つの政党が一つの巨大財閥の利益に従つてのみ行動し得るものではない。政友会であるならば、三井財閥のみならず、それに対立しない多くの中間財閥の利益に奉仕すると同時に、また常に三菱財閥の利益を決して無視することはできないのである。ブルジョア政党として果たすべき全般的任務から離れては、政党の生命を維持することもできない。激烈な競争と対立はある。しかし、それはあくまでも同一階級内のそれである」。⁽¹⁰⁾

以上において、政党が資本家、財閥と結託し、もっぱらブルジョアジーの利益を代表するものとなす主張を取り上げたのであるが、このような主張は、農村の窮乏、中小商工業の没落等が深刻化し、議会がこれに対し無能なことを暴露するに至るや、ますます尖鋭的に叫ばれてきたのである。

三 政党は国民の総意を代表するものでない

政党政治は、国民の総意を代表する政治であるとされてきた。しかし果たして政党は国民の総意を代表しているかどうか。こういう疑問を投げかける代表的な論者として中谷武世を取り上げる。

「多数政治即衆民政治即民主政治の意味において、議会政治を擁護し、もしくは非難する人があるならば、それも近世政治史を心読せざりしのそしりを免れることはできぬ。議会における多数決が、実質において少数決であることは、世紀を通じての議会政治の実験が的確にこれを証明している。日本の議会においても、多数決とは常に一人もしくは数人の政党ボスまたは督軍たちの専決ないし少数決ではなかつたか。同様に、「代表」の法理を信じて議会政治を礼讃するものもまた誤りである。代議士は決して選挙民の意思を代表するものでもなければ、またその利害を代理するものでもない。一人の代議士が、多数の選挙民一選挙区の範囲における国民を代表することは、心理学的にも法理学的にも不可能である。代議士の意思是代議士の意思である。民衆の意思是民衆の意思である。代表はついに一個の擬制にすぎぬ」⁽¹¹⁾

中谷は、議会においては、常に多数の名を藉る少数者の専制、政党ボスの独裁が實際に行われているのであって、国民の総意というようなものは全く無視されていることを論じ、かつ「代表」の原理といふものは心理学的にも法理学的にも不成立であると言い、代表はついに一個の擬制にすぎずと喝破するのである。

また、下中弥三郎は、議会政治につきものの「国民の利」心の集合は眞の民意ではないと言つて次のように論ずる。「民意とはそもそも何であるか。議会主義で、実績にあらわれているところから言うならば、むしろ民意を最も食つたものである。民意を最もあらわさぬものである。結論だけ申せば、現実的には決して民意を代表してはいな

い。むしろその逆である。また、どんなに理想的選挙を行つても、政治というものは必ず人に逆らつて、民意の逆をいくものである。九千万の同胞の民意なるものは九千万同胞の利己心の表現である。九千万同胞の利己心を満足させるために政治が行われるならば、かくのごとき政治は破滅するほかない。国家には理想があり、それは、すなわち日本の歴史的使命である。日本の国体が指示するところの、日本国として発展的活動である。それは三千年にわたつて日本が築きあげてきたところのものである。それに比べれば、現在生存するところの九千万国民の意思のごときは実に微々たるものである。議会政治というものは人民の利己心に媚びなければならぬ。媚びなければ投票が得られないというところに致命的な悩みがある。無理がある。正しい政治を行うためには、まずこういう形式を打破しなければならない⁽¹²⁾」。

四 憲政常道論に対する批判

黒田覚は、憲政常道論を基礎とするいわゆる議院内閣制は、封建的勢力が第三階級によつて打破され、他方、第四階級たるプロレタリアートがいまだ台頭してこない時代の政治的反映であると主張する。それは「第三階級がすべてである」時代、言い換えれば市民層の利益を社会一般の利益の名の下に主張することによつて、大きな矛盾を生ぜしめないような社会が憲政常道論の地盤であると言うのである。⁽¹³⁾

「近代市民層によつて担当せられた自由・民主主義的議会主義は、いざれも二個の段階を経過している。一はいわゆる権力分立主義的な議会主義の段階であり、他はいわゆる議会主義的政府—議院内閣政治、政党政治ーの段階である。第一の段階は、市民層によつて担当された・立法を中心とする議会と、国王、官僚、封建・等族的諸層によ

つて担当された・行政権を中心とする政府との抗争、対立、妥協の段階であり、その中心をなすものは、いわゆる勢力均衡の問題であった。第二の段階は勝利を得た市民層が、それによつてその議会主義を構成していた自由・民主主義的諸原則を行政の領域においても拡充しようと試みた段階である。したがつてここでは、議会と政府との間の勢力の均衡に問題が存するのでなく、問題の中心は、いかにして議会と政府との統一・統合をもたらすべきかにあつた。

議会主義のこの二つの段階は、現実社会的には議会主義運動を担当した市民層の発展に比例する。市民層が、他の社会層—封建・等族的諸勢力—に対立、対抗し、この両者の間に一定の勢力の均衡が成立する場合には、議会主義は第一の段階にとどまつてゐる。この場合には、社会の勢力の多元的構成が、第一の段階の議会主義を特色づける権力分立的な政治機構を現出するのである。いわゆる議会主義的政府を否定し、立法権においては、民主主義的的要求を最小限度において容認しながら、行政権を君主及び官僚の手に留保しようとした、ドイツの十九世紀のいわゆる立憲主義は、その典型的のものである。この場合の権力分立主義の担当者は、市民層であるよりは、むしろ官僚及び封建・等族的諸勢力であり、市民層は議会主義の担当者ではあるが、権力分立主義の担当者ではない。

市民層は、むしろ、この段階においてもイデオロギー的には、議会主義的政治の主張者である。市民層が、他の社会層に比して絶対的独占的勢力を獲得した場合に、議会主義は必然的に第二の段階に入る。この場合には、市民層は単にイデオロギー的にその主張者であるばかりでなく、現実社会的に、議会主義的政治の政治機構を獲得する。この場合における社会的勢力の構成は一元的であり、議会主義は市民層の支配的政治機構である。」

次に憲政常道論はわが国体に反するとする論調を見る。「いわゆる憲政常道論を排す」「昭和維新」昭和十年一月十五日)

阿形輝司は、憲政常道論が憲政の破壊であり、国体の反逆であると論ずる。

「わが国は君主国体であつて、統治権の総攬者は、万世一系の天皇であらせられ、統治権は名実ともに、天皇の御手に總覽し給うものである。故に、いかに円曲なる遁辞を弄するも統治権の所在を現実に変更せんとするものはもちろん、これを有名無実に帰せしめんとするものは等しく国体の変革を目的とするものと言わなければならぬ。

政党政治、殊にいわゆる憲政常道論は、率直に言えば、畏れ多くも、天皇の御意思いかんにかかわらず、議会に多数を占めたる政党が政権を獲得すべく、また議会において弾劾せられたる政府は辞職すべしということである。

これは明らかに憲法第十条の文武官任免の大権を犯し、統治権の所在を有名無実ならしめ、その実権を私せんとするものであつて、憲法を蹂躪し、国家の基本組織たる国体の変革を目的とする朝憲紊乱の思想である。

されば政党政治、殊にいわゆる憲政常道論は、民主国においてはいざ知らず、わが大日本帝国においては、断じて許すべからざる危険思想である。しかしてその協議、煽動、結社となつて外面に表われたるものは、治安維持法によつて、呵責なく検挙処罰せらるべきものである。⁽¹⁴⁾」

皇道新聞（昭和十年一月十五日）

「いわゆる憲政常道とは衆議院における多数党の支配ということであつて、それは美濃部達吉氏によつて帝国大學の講壇の上より、多年、わが学界、官界、政界、財界に撒布せられた有意識的団体変革凶逆意志行動の合言葉で

あつたのである。

しかして美濃部氏曰く「議会は天皇に対し完全なる独立の地位を有し、天皇の命令に服するものではない」、「しかも議会の主なる勢力は衆議院あり、衆議院はもっぱら政党の勢力の下に支配せられてゐる」、「天皇は親ら責に任じたもうのではないから、國務大臣の進言に基づかずしては単独に大権を行わせらることは、憲法上不可能である。」と。……「憲政常道」ということが「衆議院の多数党支配」の別名であり、そして美濃部氏がそれを「天皇の命令に服するものでない」とし、これ多数党の首領たる「國務大臣の進言に基づかずして単独に大権を行わせらることは、憲法上不可能である」と説きなす。それ国体変革凶逆不逞意志でなくて何であるか。かくのごとき「憲政常道」の行わるところには、賢くも皇位は虚器となり、大権はただ名のみとなる。ただあるものは議会における多数の支配のみである。それでは日本の国体は破れぬか。「議会における多数支配」は、その選挙における金権の威力によつて必然に財閥に連絡し、ここに「議会における多数支配」が実は「少数金権財閥支配」の別名となろうとするのである。これが「憲政常道」であり、「民政」の現実上の帰結であるか。」

美濃部達吉の憲法学によつて理論づけられたところのいわゆる憲政常道論は、議会に多数を制する政党が政権を取るというのであって、それは主権在民説であり、日本国体に反するというのである。

この論調と密接に関連したものとして、政党政治はわが国体と相入れないと主張が日本主義者の佐藤清勝の所論に見られる。

「大日本国は万世一系の天皇を上に仰ぎ奉る君主国である。君主国は君主の大権によりて、政治を行う国家である。名実ともにかくあることが、われらの国家の眞実である。これ以上、これ以下において何物もも存在せぬ。」

しかるに現今わが国において行わるる政党政治なるものは、名は君主の政治にして実は政党自ら政治を行わんとするものである。これがすべての弊害を生じ、すべての非行を生じ、すべての墮落を來す本源である。この弊害墮落の本源を断絶せざれば真に現今の中政を匡救しあたわぬのである。あるいは国民に政治教育を施すといい、あるいは選挙法の改正を行うというも、これ皆姑息の方策たるにすぎず。弊害の生ずるは国民にあらずして、廟堂にあるのである。換言せば、政権を掌握せんと欲し政権を壟斷せんと欲する私心を断絶し、大権を冒瀆せんと欲し、大権を干犯せんと欲する党心を鋸断するをもつて第一とせねばならぬのである。

かくのごとく政党なるものは政権掌握を目的とする不善意志の存在なるがゆえに、政党の首脳者が任せられて國務大臣となるや、天皇の政治を輔弼するにあらずして、政治を専断し、自ら政治を行うものとなし、しかしてその行うところは国家百年の大計を策するにもあらず、國利民福を図るにもあらず、ただ党利党略のみを顧慮し、ついに天皇の叡慮に背きたてまつり、國民の期待に反し、救うべからざるに至るのである。

我が国においては、古来行われたる至仁至慈の道徳をもつてする天皇政治が最も適當したることは、わが国史で明証するところである。しかるに、近時、欧米の民主國家の產物たる政党政治を採用し、その結果、弊害百出見るに忍びざるに至つておる。これ實にこの政治がわが國体と一致せざるがためである。⁽¹⁵⁾

佐藤は、政党政治は政権争奪のみを考え、天皇に対する輔弼の大任を怠り、政治を専断する不善意志にして、至仁至慈の道徳をもつてする天皇政治に反する政治であり、わが國体に背反するものであるとする。

次に、いわゆる憲政常道論は歐米的憲政常道であつて、眞の日本の憲政常道ではないと論じて、「憲政の常道」の

意義を明らかにしようとする所論がある。

岡本永治は「社会と国体」（昭和十年一月）で次のように言う。

「憲政の常道というのは、果たしていかなる事実であろうか。これがまず問題だ。常識的には、二大政党が交互に政権を掌握するのが憲政の常道だと考えられている辺もあるが、まさか、そんな意味ではあるまい。われらの理解するところによると、憲政の常道というのは、輔弼の社会的責任を全臣民に帰せしめ得るだけに国民全体を背景とした内閣が政治を行うということにほかならぬと思う。それが憲政の憲政たる真のゆえんでなくして何だ。既成政党人の口にする憲政常道とは、形式の謂いだが、われらのそれは実質の謂いだ。従来のものは、厳正な意味での憲政ではなく、既成政党的政治常道というのが正当である。

憲政とは、言うまでもなく、憲法政治である。立憲政治である。憲法政治というのは、帝国憲法政治であるから、単なる民主的政治ということではない。すなわち欧米的憲法政治ではなく、日本の憲法政治である」。

岡本の論ずるところによれば、議会において多数党となつた政党が政権を掌握する政治様式は民主的政治であつて、欧米的憲政常道であるといふのである。日本の憲法政治は、輔弼の社会的責任を全臣民に帰せしめ得るだけに国民全体を背景とした内閣が政治を行うということにほかならぬのであって、これが眞の憲政の常道であるといふのである。⁽¹⁶⁾

(1) 「議会・政党・選挙」（昭和十年）一四九頁

(2) 「政党政治の将来」昭和十年九月（尾崎憲堂全集 第八卷）二六九、二八〇頁

(3) 佐藤清勝「政党政治亡國論」六六頁

(4) 赤松克麿「政党政治の非国家性」(「和年維新」昭和一〇・二・一五)

(5) 中村三郎「議会政治の検討」(「政經評論」昭和一〇・六) 九頁

(6) 「我が議会政治の再吟味」(「改造」昭和七・一) 一二頁

(7) 佐藤清勝「政党政治亡國論」六三—四頁

(8) 今里勝雄「国家社会主義とファシズム」一一一頁以下

(9) 長谷川如是閑「日本ファシズム批判」四二頁以下

(10) 日本政治研究会「日本国家機構早わかり」(時局新聞社版) 三三頁

(11) 中谷武世「代議的民主政治と民族的全体政治」(「月刊維新」昭和九・一) 三四頁

(12) 下中彌三郎「政治の今明日を語る」(「月刊維新」昭和一〇・一) 一五八頁

(13) 黒田覚「議会主義の社会的限界」(「京大訣別記念法学論文集」所収) 三六八頁

(14) 阿形輝司「所謂憲政党通論を排す」(「昭和維新」昭和一〇・一・一五)

(15) 佐藤清勝 前掲書 一三〇頁以下

(16) 岡本永治「憲政の常道とは何か」(「社会と国体」昭一〇・一) 二四頁